

福岡高等裁判所宮崎支部平成28年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

判 決 骨 子

平成27年法律第60号による改正後の公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員定数配分規定の下で、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における投票価値の不均衡は、なお看過し得ない程度に達しているというべきであるが、これを正当化すべき特段の理由があるといるべきであるから、いまだ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にまで至っていたということはできず、上記規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない。したがって、原告らの請求はいずれも理由がない。

以 上